

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号)(抄)

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇十八 (略)</p> <p>十九 削除</p> <p>二十〇六十 (略)</p> <p>六十一 重粒子線治療 非小細胞肺がん(ステージがⅠ期であつて、肺の末梢に位置するものであり、かつ肺切除術が困難なものに限る。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇十八 (略)</p> <p>十九 術前のホルモン療法及びゾレドロン酸投与の併用療法 閉経後のホルモン感受性の乳がん(長径が五センチメートル以下であつて、リンパ節転移及び遠隔転移しておらず、かつ、エストロゲン受容体が陽性であつて、HER2が陰性のものに限る。)</p> <p>二十〇六十 (略)</p> <p>(新設)</p>